

入 札 説 明 書

「仙台高専(名取)寄宿舍（南西寮）改修その他工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年6月26日

2 契約担当等 仙台高等専門学校 契約担当役 事務部長 近藤 隆

3 工事概要等

(1) 工 事 名 仙台高専(名取)寄宿舍（南西寮）改修その他工事

(2) 工事場所 宮城県名取市愛島塩手字野田山48
仙台高等専門学校名取キャンパス構内

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(4) 工 期 令和8年3月6日（金）まで。

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ (<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>) の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（様式自由）を契約担当役に対し、下記8（1）①に掲げる日までに提出して行うものとする。

(7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和7、8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の等級）が、A等級、B等級又はC等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記6（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成22年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階以上かつ延べ面積370㎡以上の建物の新営又は改修工事（改修延べ面積370㎡以上のものに限る）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・ 1級建築士の資格を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記（5）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- ⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（イ）～（チ）の要件を全て満たさなければならない。
- （イ） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （ロ） 監理技術者補佐は、建設工事の種類に応じた、一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等の国家資格者、又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
 - （ハ） 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （ニ） 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重

複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）。

- （ホ） 特例監理技術者が兼務できる工事は仙台市及び名取市の工事でなければならない。
 - （ヘ） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （ト） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （チ） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- （７） 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は独立行政法人国立高等専門学校機構から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成１８年１月２０日付け１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （８） 上記３（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- （９） 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- （イ） 子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- （ロ） 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- （イ） 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- （ｉ） 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- （ii） 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- （iii） 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- （iv） 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会

社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害される場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 宮城県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(12) 誓約書(別添1)の提出が可能であること。

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げ

る者である。

- ・株式会社八洲建築設計事務所
- ・株式会社松本純一郎設計事務所

(2) 上記4(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」は最高28点とする。

② 「加算点」の算出方法は、下記(3)①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点とする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記(2)②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」

をもって行う。

・評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

（３） 評価項目及び評価基準等

評価項目は以下のとおりとする。

	評価項目		評価基準及び評価方式	評価点数		
				配点	満点	
①企業の技術力	企業の施工能力	同種工事（※１）の施工実績	国、特殊法人等（※２）及び地方公共団体が発注する同種工事（※１）の実績あり	5	5	
			その他の発注者による同種工事（※１）の実績あり	3		
			同種工事（※１）の実績なし	欠格		
		工事成績	工事成績相互利用登録発注機関（※３）が発注した建築一式工事における令和５年度以降に完成した工事成績の平均 ※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	/	5	
			・ 84 点以上			5
			・ 81 点以上 84 点未満			4
			・ 78 点以上 81 点未満			3
			・ 75 点以上 78 点未満			2
			・ 72 点以上 75 点未満			1
			・ 72 点未満（含実績無し）			0
	・ 各年度（過去２年度）の平均点が、２年連続で 65 点未満	欠格				
	・ 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等（※４）に対し、過去２年度以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。					
配置予定技術者の能力（※５）	資格	１級建築施工管理技士又は１級建築士	2	2		
		資格なし	欠格			
	同種工事（※１）の施工経験	国、特殊法人等（※２）及び地方公共団体が発注する同種工事（※１）において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり	5	5		
		その他の発注者による同種工事（※１）において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり	3			
		同種工事（※１）において、主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり	1			
		同種工事（※１）の経験なし	欠格			

		工事成績	同種工事（※１）の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績（令和３年度以降に完成した工事に限る）（工事成績相互利用登録発注機関（※３）が発注した工事） ※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		5
			・ 83 点以上	5	
			・ 82 点以上 83 点未満	4.5	
			・ 81 点以上 82 点未満	4	
			・ 80 点以上 81 点未満	3.5	
			・ 79 点以上 80 点未満	3	
			・ 78 点以上 79 点未満	2.5	
			・ 77 点以上 78 点未満	2	
			・ 76 点以上 77 点未満	1.5	
			・ 75 点以上 76 点未満	1	
			・ 72 点以上 75 点未満	0.5	
			・ 72 点未満（含実績無し）	0	
			・ 65 点未満 [欠格]	欠格	
		継続教育（CPD）の取組状況	（建築 CPD 情報提供制度及び建築 CPD 運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去 1 年以内に単位取得が証明されたもの））		1
			当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり	1	
			なし	0	
② 企業の信頼性・社会性	法令遵守（コンプライアンス）	事故及び不誠実な行為	あり（※６）	-2	0
			なし	0	
		全社的な対応状況	法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されている	0	0
			法令遵守に対する体制や規定が具体的に整備されていない	-1	
	地域精通度	地理的条件（緊急時の施工体制）	仙台市内及び名取市内に技術者・資機材等の拠点あり	1	1
			仙台市内及び名取市内に技術者・資機材等の拠点なし	0	
	地域貢献度	ボランティア活動による地域貢献度の実績	宮城県内において元請けにおける令和５年度（過去２年度）以降の活動実績		1
			活動実績あり	1	
			活動実績なし	0	

		労働福祉の状況	あり	1	1
		(障害者の雇用状況)	なし	0	
		災害協定への参加状況	宮城県内における行政機関との災害協定の有無		1
			行政機関と災害協定を締結している。	1	
	行政機関と災害協定を締結していない。		0		
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	あり（※7）	1	1
			なし	0	
合 計				28 点	

※1 「同種工事」とは、上記4（5）の工事をいう。

※2 「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第2条第1項により規定する法人をいう。また、「特殊法人等」には国が資本金の2分の1以上を出資する法人を含む。国が資本金の2分の1以上を出資する法人は、会計検査院の以下のホームページを参照すること。

国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 211

(<https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/target/02.html>)

※3 「工事成績相互利用登録発注機関」は、国土交通省の以下のホームページを参照すること。公共建築工事に関する工事成績の相互利用について

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000001_1.html)

※4 「文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1に掲げるものをいう。

※5 配置予定の監理技術者等について、複数の者で申請があった場合の採点は、複数の者のうち評価点が最低値のものを採用する。

※6 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ① 東北地区を区域に含む文部科学省若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構から受けた指名停止又は宮城県を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ② 東北地区を区域に含む文部科学省若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構から受けた指名停止又は宮城県を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ③ 東北地区を区域に含む文部科学省若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構から受けた指名停止又は宮城県を区域に含む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ④ 東北地区を区域に含む文部科学省若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構から受けた指名停止又は宮城県を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

※7 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。なお、外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）。

7 担当部局

〒981-1239 宮城県名取市愛島塩手字野田山48
仙台高等専門学校（名取キャンパス）管理課施設管理係
電話番号 022-381-0260

8 競争参加資格の確認等

- （1）本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4（1）及び（3）から（12）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和7年6月26日（木）から令和7年7月11日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の7月11日（金）は、12時00分まで）。
- ② 提出先： 上記7に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着）により行うものとする。
提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。（頁の例：1／●●～●●／●●）

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり、申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- （2）資料を提出する際、申請書は、別記様式1により作成すること。（紙で申請の場合、別記

様式 1 に記載の上、別記様式 2 以降の必要な資料を添付し提出。電子入札で申請の場合、PDF データ等により別記様式 1 及び別記様式 2 以降の必要な資料を添付し電子入札システムに提出。)

なお、①同種工事の施工実績、③配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成 22 年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡し済んでいるものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績 (別記様式 2)

上記 4 (5) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに上記 6 (3) 表中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は 1 件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料 (契約書、平面図等の写し等) を提出すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINS の記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 工事成績 (別記様式 3)

建築一式工事における令和 5 年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。また、経常建設共同企業体については経常建設共同企業体及びその構成員ごとに、建設一式工事における令和 5 年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和 5 年度以降に完成し、工事成績を受けた全ての建築一式工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記 iii) の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

i) 上記 6 (3) 表中「工事成績」において、2 年連続で各年度 (過去 2 年度) の平均点が 6.5 点未満である場合。

ii) 経常建設共同企業体又はその構成員が i) に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。

iii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、過去 2 年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

なお、上記 6 (3) 表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表 1 に記載する法人である。

③ 配置予定の技術者（別記様式 4-1、4-2）

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記 4 (6) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに上記 6 (3) 表中「資格」、「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を別記様式 4-1 に記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は 1 件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記 6 (3) 表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする (ii) を含む。)

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料(免許等の写し。)、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料(健康保険被保険者証等の写し。ただし、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。)、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料(契約書、平面図等の写し等。)及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事の令和 3 年度以降に完成した工事成績を 1 件記載すること(主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し

たもののみ評価する。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- ・上記 6（3）表中「工事成績」において、65 点未満である場合。

iii) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については 1 者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

iv) 特例監理技術者の配置の確認

本工事における、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置予定について別記様式 4－2 に記載すること。なお、特例監理技術者については、上記 4（6）⑥に記載の条件を満たした者である必要があるので、落札決定後に要件を確認するための資料の提出を求める予定である。

④ 継続教育（CPD）の取組状況（別記様式 5）

建築 CPD 情報提供制度及び建築 CPD 運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去 1 年以内に単位取得が証明されたもの）の有無について記載し、当該団体の推奨単位以上を取得している証明ありの場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑤ 事故及び不誠実な行為（別記様式 6）

全国又は東北地区において、文部科学省又は独立行政法人国立高等専門学校機構から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び宮城県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置要領に基づく指名停止の期間終了後 6 ヶ月以内（令和 7 年 1 月 30 日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について記載すること。

⑥ 法令遵守に対する全社的な対応状況（別記様式 6）

法令遵守に対する全社的な体制や規定の整備の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑦ 地理的条件（緊急時の施工体制）（別記様式 7）

仙台市内及び名取市内に技術者・資機材の拠点がある場合は、別記様式 7 に記載すること。

⑧ ボランティア活動による地域貢献度の実績（別記様式 8）

令和 5 年度以降の実績の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑨ 労働福祉の状況（障害者の雇用状況）（別記様式 9）

雇用状況の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑩ 災害協定への参加状況（別記様式 10）

宮城県内の行政機関と災害協定の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

なお、行政機関とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 2 条第 1 項に定める機関及び地方公共団体の機関をいう。

また、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について災害協定がある場合のみ評価する。

⑪ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別記様式 11）

認定の有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑫ 誓約書の提出について（別記様式 12）

上記 4（12）について、契約の相手方となった場合、契約締結前に誓約書（別添 1）の提出を求めるため、別記様式 12 にその可否について記載すること。原則、契約を締結する際には、誓約書の提出を求めるが、提出することができない場合は、その理由を具体的に明記すること。理由によっては競争参加資格を認める。なお、本誓約書の有効期限を令和 5・6・7・8 年度とすることから、令和 5 年度以降に本発注者と契約を締結した実績があり、既に誓約書を提出済みの場合は、この様式に代わり、その写しを添付すること。

（3）競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングは行わない。

（4）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 7 年 7 月 18 日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

（5）その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

1) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ JustSystem 一太郎
- ・ PDF ファイル

2) 添付資料は、3 つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印が

ついているものは、スキャナーで読み込み PDF に変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、Zip 形式又は Lzh 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、申請書類の全てを、上記（１）①の期間内に、上記 7 まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・持参又は郵送する旨の明示
- ・持参又は郵送する書類の目録
- ・持参又は郵送する書類の頁数
- ・持参又は発送年月日

なお、申請書類の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記 7 に同じ。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１） 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 令和 7 年 7 月 2 8 日（月） 1 7 時 0 0 分
- ② 提出先： 上記 7 に同じ。
- ③ 提出方法： 書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

（２） 契約担当役は、説明を求められたときは、令和 7 年 8 月 4 日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書に対する質問

（１） この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間： 令和 7 年 6 月 2 7 日（金）から令和 7 年 7 月 1 4 日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで（ただし、最終日の 7 月 1 4 日（月）は、1 2 時 0 0 分まで。）。
- ② 提出先： 上記 7 に同じ。
- ③ 提出方法： 書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

（２） 質問内容及び回答内容は次のとおり閲覧に供する。

- ① 期 間： 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）から令和 7 年 7 月 2 9 日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く）の 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。

② 閲覧場所： 上記 7 及び電子入札システムによる。

1 1 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時： 令和 7 年 7 月 22 日（火）から令和 7 年 7 月 29 日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（ただし、最終日の 7 月 29 日（火）は、12 時 00 分まで。）。
- (2) 入札場所： 〒989-3128 宮城県仙台市青葉区愛子中央 4-16-1
仙台高等専門学校（広瀬キャンパス）
1 号棟 1 階管理課（電子入札システム）
- (3) 開札日時： 令和 7 年 7 月 30 日（水）10 時 00 分
- (4) 開札場所： 入札場所に同じ。
- (5) その他： 紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

1 2 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記 7 に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

1 3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 100 分の 10 以上とする。

1 4 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。

- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・JustSystem 一太郎
- ・PDF ファイル

なお、ファイルは、電子入札システムが指定する容量以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、Zip 形式又は Lzh 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく容量以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

- (3) 入札参加者は記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、提出した工事費内訳書について契約担当役（補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表 2 各項に該当する場合については、競争加入者心得第 3 2 第 1 2 号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 契約担当役の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

1 5 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

1 6 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定

を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1.7 落札者の決定方法

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第３６条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務取扱規則第３２条第２項に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規則第３２条第３項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については、別添２を参照すること。

1.8 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

1.9 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記４（６）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2.0 契約書作成の可否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

2.1 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき３回以内に支払うものとする。

2 2 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

2 3 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、契約担当役に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先 : 上記7に同じ。

② 提出方法 : 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

2 4 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記9（2）又は23（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、契約監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）による。提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

2 5 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

2 6 手続における交渉の有無 無

2 7 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

2 8 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が予定価格の制限の範囲内に達しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から60分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、文部科学省電子入札システム運用基準の5-4「くじになった場合の取扱い」による。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 図面等データの交付期間及び方法
交付期間は令和7年7月4日（金）から令和7年7月29日（火）までとする。
交付に当たっては無料とし、電子入札システム上にて図面等データを交付する。
- (10) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。
この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。
なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- ① 提出期間：令和7年7月4日（金）から令和7年7月14日（月）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（ただし、最終日の7月14日（月）は、12時00分まで。）。
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）又は電子入札システムにより提出するものとする。
- ④ 回答書：数量書に対する質問書への回答書は、電子入札システムで閲覧に供する。
期間：令和7年7月18日（金）から令和7年7月29日（火）まで。
- (11) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
- ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。

- (13) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、契約の締結を行うこと。

なお、契約の締結をもって同意されたものとする。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア) 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- イ) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ア) 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- イ) 当機構との間の取引高
- ウ) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- エ) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当機構に提供する情報

- ア) 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- イ) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	
自然科学研究機構	
高エネルギー加速器研究機構	
情報・システム研究機構	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表 2

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		